

商 標 権	判決年月日	令和元年9月18日	担 当 部	知財高裁第3部
	事 件 番 号	平成31年(行ケ)第10033号		
○ 指定役務を「建設工事」等とする「アンドホーム」（標準文字）から成る登録商標について、同商標の使用の事実が認められるとして、商標法50条1項に基づき「建設工事」についての商標登録を取り消した審決を取り消した事例。				

（事件類型）審決（取消・成立）取消 （結論）審決取消

（関連条文）商標法50条1項

（関連する権利番号等）商標登録5639879号

判 決 要 旨

- 1 本件は、指定役務を第37類「建設工事」（取消対象役務）等とする「アンドホーム」（標準文字）から成る登録商標（第5639879号。本件商標）について、商標法50条1項に基づき、その指定役務中、第37類「建設工事」についての商標登録を取り消した審決の取消訴訟である。

本件の争点は、要証期間内における本件商標の使用の事実の有無であり、具体的には、主に、本件商標の通常使用権者である第三者（本件使用者）が取消対象役務について本件商標を使用していたか否かである。

- 2 本判決は、審決と異なり証拠の信用性を肯定し、それを踏まえた事実認定をした上で、次のとおり判示して、審決を取り消した。

- (1) 本件使用者の提供した建物の建築工事が、取消対象役務である「建設工事」に該当することは明らかである。
- (2) 商標法2条3項8号の該当性について、本件では、工事請負契約書が「建設工事」の役務に関する「取引書類」に当たるとは明らかである。そうすると、本件使用者が、同工事請負契約書に、本件商標を付して、その作成日付に注文者に交付した行為は、商標法2条3項8号所定の使用に該当する。
- (3) これに対し、被告は、本件使用者が、「アンドホーム」との標章を使用して工事請負契約を請け負った後、実際に建築工事を開始した時点では「シンプルハウス」へと屋号を変更していたことをもって、取消対象役務を「アンドホーム」の名称にて提供していないと主張する。

しかしながら、本件使用者は、「アンドホーム」の名称で工事請負契約を締結して、工事請負契約書を注文者に交付しているから、当該交付の時点では「アンドホーム」との標章に対して業務上の信用が発生したといえる。その後、本件使用者が「シンプルハウス」との名称に変更するに至ったとしても、かかる信用が、直ちに保護に値しなくなるものではない。

したがって、本件使用者は「アンドホーム」との標章を取消対象役務である「建設工事」について使用したといえる。

- (4) したがって、通常使用権者である本件使用者が、要証期間内に、日本国内において、取消対象役務である「建設工事」について、本件商標を使用したと認められる。